

1 自己負担限度額はいくら？

自己負担限度額は年齢および被保険者の所得区分によって分類されます。

●70歳未満の方の自己負担限度額〈平成27年1月診療分から〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当 ※3
区分ア(標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費 ^{※1} -842,000円)×1%	140,100円
区分イ(標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+(総医療費 ^{※1} -558,000円)×1%	93,000円
区分ウ(標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費 ^{※1} -267,000円)×1%	44,400円
区分エ(標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
区分オ(低所得者) ^{※2} (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

●70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額〈平成30年8月診療分から〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)
現役並みⅢ(標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+(総医療費 ^{※1} -842,000円)×1% 〈多数該当:140,100円〉	
現役並みⅡ(標準報酬月額53万~79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+(総医療費 ^{※1} -558,000円)×1% 〈多数該当:93,000円〉	
現役並みⅠ(標準報酬月額28万~50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+(総医療費 ^{※1} -267,000円)×1% 〈多数該当:44,400円〉	
一般(現役並み・低所得者以外の方)	18,000円 【年間上限14.4万円】	57,600円 〈多数該当:44,400円〉
低所得者Ⅱ ^{※4} (被保険者が市区町村民税の非課税者等)		24,600円
低所得者Ⅰ ^{※5} (所得が一定基準以下)	8,000円	15,000円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「区分ア」または「区分イ」の方は対象外です。

※3 療養を受けた月以前1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合は、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※4 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の方は対象外です。

※5 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

2 実際にどれぐらいの窓口負担になるの？

計算例

1ヵ月の総医療費(10割):100万円
 所得区分:70歳未満「区分ウ」(標準報酬月額28万~50万円の方)
 窓口負担割合:3割

限度額適用認定証を提示しない場合

300,000円(3割負担)を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証を提示した場合

87,430円(自己負担限度額)を支払い、高額療養費の申請が不要となります。
 自己負担限度額⇒80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%